

一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団 職員行動規範

はじめに

2028 年 5 月に東京で開催されるオリンピック Q シリーズ 2028 は、ロサンゼルス 2028 大会の出場枠をかけて、世界中のトップ選手が参加するアーバンスポーツの最終予選です。

この大会では、ロサンゼルス 2028 大会を目指すアスリートに最高の舞台を提供するとともに、次世代がスポーツに出会い、参加し、かかわりたいと思うきっかけを創出します。また、大会を通じて社会課題の解決や都市の未来に貢献するというスポーツの役割を発揮することを目指します。

こうした意義のある大会を成功に導いていくには、都民・国民、そしてあらゆるステークホルダーの理解と協力が不可欠です。そのため、当財団は、公正で信頼される存在でなければならず、当財団就業規程に定める職員及び非常勤職員設置要綱に定める非常勤職員（以下、「職員」という。）は、大会の準備・運営に当たり、その社会的な責任と公的な役割を自覚しなければなりません。

すべての職員が、この行動規範に沿った行動をとり、当財団を、適正なガバナンスが確保され、都民・国民から信頼される組織とすることで、都民・国民と共に大会を作り上げ、その先にある大会開催の果実を社会に還元していくことが必要です。

そのため、当財団職員は、この行動規範の内容を十分に理解し、日々の職務や活動の中でこれを実践することとします。

職員は、それぞれに求められる法令上の役割・義務に加え、以下に掲げる事項を十分に自覚し、大会の成功に向け、法令等の遵守はもとより、公正で責任ある行動をとるものとします。

1. 取組姿勢

- 大会の開催趣旨や、社会から大会への期待と自らに期待される役割をよく理解し、誠実に職務に取り組みます。
- 公益性の高い事業であることを自覚し、使命達成に向けて、規範意識を高く持ち、自律的に行動します。
- 職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに取り組みます。
- 組織運営に当たり、不断の見直しを行い、運営改善につなげます。
- 対外的な説明責任を常に意識し、組織運営における透明性の向上を図ります。
- 各ステークホルダーと建設的な対話を行い、職務を遂行します。
- 各種研修については、積極的に受講します。
- 各種調査や監査には全面的に協力します。
- 異動、退職等により担任職務から離れる場合は、後任者に適切に引き継ぎます。

2. コンプライアンス

- 法令等の定めを遵守し、違法又は反倫理的な行為は一切行いません。また、スポーツ庁が策定した「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」、東京都が

策定した「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」及び当財団における職務執行上の各種ルールや方針等を遵守します。

- 就業規程に則り、服務規律を遵守します
- 財務規程に則り、適切な契約・調達事務、会計事務等の遂行に努めます。
- 文書処理細則に則り、適切な文書事務、文書管理及び印章の取扱いに努めます。
- 当財団の名誉信用を損ない、又は業務に悪影響を及ぼす行為は、一切行いません
- 当財団の利益に反する行為や不適切な働きかけ、また、それらが疑われるような行為は一切行いません。
- 職務上利害関係者と接触する場合には、複数の職員での対応を徹底し、汚職等非行防止に努めます。
- 職員を管理又は監督する地位にある者は、職員と利害関係者との接触について、日頃から状況の把握に努めるとともに、職員が報告、相談しやすい職場づくりに取り組みます。
- 特定の者への利益供与は一切行いません。また、特定の者からの利益供与は一切受けません。
- 組織運営に当たり、様々なリスクを特定し、その管理・統制に努めます。
- 個人情報や職務上の秘密情報は厳重に管理し、退職または当法人の解散後も第三者に漏洩しません。
- 反社会的勢力とは、いかなる関係も持ちません。

- 不正行為を発見した場合は、当財団のルールに従い、適切かつ迅速に対処します。また、不正行為に係る調査に協力します。

3. 組織風土・職場環境

- お互いを尊重し、コミュニケーションが盛んで、風通しの良い健全な組織風土を目指します。
- 誰もが生き生きと働くことのできる、開かれた明るい職場環境づくりに貢献します。
- パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、一切のハラスメントを行いません。
- 個人のプライバシーを尊重します。
- ライフ・ワーク・バランスを自ら実践し、率先して「働き方改革」に取り組みます。

4. 人権や多様性の尊重

- 多様性を認め、人種、肌の色、性別などを理由とした一切の差別を行いません。
- すべての人々の人権・個性を尊重します。
- パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、一切のハラスメントを行いません。(再掲)

5. 本規範の位置づけ及び改廃等

- 本規範は、職員が遵守すべき行動の指針を示すものであり、懲罰対象行為の具体的な懲戒処分は、就業規程及び職員懲罰規程その他の規程の定める事由、要件及び手続に従って行います。
- 本規範の改廃は、理事会の決議により行います。
- 本規範は、令和8年8月3日から施行します。